

厚生労働省と農林水産省は、平成 23 年 2 月 17 日（木曜日）に、「第 45 回 コーデックス連絡協議会」を三田共用会議所 大会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、2010 年 10 月から 12 月にかけて開催された 4 つの部会の主な検討議題の報告と、2011 年 3 月から 5 月にかけて開催される 7 つの部会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 32 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

- ・ 議題 2(i)2)の「分析・サンプリング法部会 (CCMAS) からの付託事項」に関して、CCMAS が AOAC2001.03 法を削除する提案をした理由及び議論の焦点について質問がありました。これに対し、新しい AOAC2009.01 法でほとんどカバーできるので AOAC2001.03 法を削除するという提案があったものの、AOAC2001.03 法はレジスタント・スターチが含まれていない場合に適用可能であり、AOAC2009.01 法はレジスタント・スターチが含まれている可能性のある場合に適用可能であることから、AOAC2001.03 法はそのまま維持することで合意された旨説明しました。
- ・ 議題 4 の「コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) の追加/改定原案」に関して、栄養成分の数値の議論について質問がありました。これに対して、栄養成分の不足のリスクの回避だけではなく、一部のビタミン、ミネラルに関しては過剰摂取のリスクも議論もあり、栄養成分は各国の公衆衛生状態にもよることから、一つの数値を定めることは困難な状況である旨説明しました。
- ・ 議題 5 の「必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) の改定原案」に関して、具体的な議論の内容について質問がありました。これに対して、「代替食品」などの用語の定義等について議論された旨説明しました。
- ・ 議題 7 の「一般集団を対象とした食事や栄養に係る非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量 (NRVs) 原案」に関して、栄養参照量 (NRVs-NCD) の科学的根拠の強度の定義“Convincing(確証的な)”と“Probable(大体において一致した)”の議

論について質問がありました。これに対し、EUは、“Convincing/Generally Accepted(確証的な又は広く認められた)”であるべきとし、米国は、“Convincing”のみを用いることを提案し、結果的には合意には至らなかった旨説明しました。

(2) 第17回アジア地域調整部会 (CCASIA)

・議題4a)の「非発酵大豆食品の規格原案」に関して、4品目(豆乳類、豆腐類、乾燥豆腐類、湯葉類)の地域規格を策定する意義について質問がありました。このことについて、我が国は提案国の中国に対して、十分なデータをもとに対象とする製品を絞り込み、必要な製品に限定して規格策定を検討すべき旨指摘しているが、このことについて中国からは回答がないため、当該規格を策定する意義を把握できていない旨説明しました。

(3) 第42回食品衛生部会 (CCFH)

・CCFHでは鳥インフルエンザの問題は話題にならないのか質問がありました。これに対して鳥インフルエンザは家畜衛生の問題であり、食品衛生の問題ではないためCCFHでは議論されていない旨説明しました。

(4) 第32回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

・議題4の「コーデックス規格の分析法条項の承認」の「食物繊維の分析法(栄養・特殊用途食品部会)」に関して、我が国における「食物繊維」の定義について質問がありました。これについては、次回に回答することとしました。

・議題5の「適合性評価及び紛争解決の手順のガイダンス」に関して、サンプリングの不確かさの議論について質問がありました。これに対して、前回部会において更に情報収集することとされ、今次会合でも議論することとされていることから、我が国も各国の考え方について情報収集に努めつつ、適切に対応して参りたい旨説明しました。

(5) 第43回食品添加物部会 (CCFA)

・議題5(c)の「いくつかの食品添加物に関する意見と情報」に関して、抗生物質のナイシンについては、その使用について消費者の懸念がある旨意見がありました。

・議題5(d)の「アルミニウム含有添加物の最大使用量(ML)」に関して、日本の対応について質問がありました。これに対して、我が国では使用基準が設定されておらず、まずは、実態調査により我が国の使用実態の把握に努めている旨説明しました。更にコーデックス基準についてもまだ設定されておらず、今後JECFAが行うアルミニウムの評価に日本がデータを提出していることをお伝えしました。また、菓子類にアルミ

ニウム含有添加物が使用されていることがあるため、これを使用した食品を低年齢層が比較的多く摂取する可能性が高いことに十分配慮してほしい旨の指摘やキャリーオーバーによって最終製品に含まれる添加物の表示についても検討をお願いしたい旨意見がありました。

- ・議題 5(g)の「注釈 161 の使用に関する討議文書」に関して、消費者の健康保護の観点から注釈 161 の使用を認めるべきとする意見がある一方、注釈 161 の使用はコーデックス規格の存在意義そのものを否定することとなるため、その適用は認めるべきでないとする意見がありました。

(6) 第 5 回汚染物質部会 (CCCF)

- ・議題 4 の「核果蒸留酒中のエチルカーバメート低減のための実施規範原案」に関して、こうした天然由来産物に対する制御の可能性、可能な場合その適用範囲、当該規範の実現可能性等について質問がありました。これに対して、今回の提案は基準を策定するのではなく実施規範を策定することを目的とし当該低減法については既にドイツにおいて確立されていること、また、規範の全てを実施するのではなく選択して実施すること、適用範囲を明確にするためには核果蒸留酒の定義を明確にする必要があり我が国から提案を行ったこと、また、当該規範の実現可能性については各国の実情に合わせて慎重に検討する必要があることについて説明しました。

- ・議題 5 の「食品中のメラミンの最大基準値原案（液体乳幼児用調製乳）」に関して、メイラード反応によりカルボニル化合物が生成するとメラミンが反応してしまい分析できなくなるため、最大基準値の設定だけでは消費者の健康保護が確保出来ない旨指摘がありました。

- ・議題 7 の「乾燥イチジク中の総アフラトキシンの最大基準値原案」に関して、国産農産物でもアフラトキシン汚染が起こりえるという視点でリスク管理を見直すべきとの指摘がありました。これに対して、農林水産省では、気象条件や栽培状況の変化を考慮しながらかび毒などの全国的な実態調査を実施しており、その結果を踏まえて適切なリスク管理措置を企画・実施することとしている旨説明しました。

- ・議題 9(c)の「新たな手法に基づくリスク評価を踏まえたリスク管理オプションについてのガイダンスに関する討議文書」に関して、ベンチマーク用量の 95%信頼下限値 (BMDL) によるリスク評価のアプローチ等新しい概念について、易しい解説、本ガイダンスの翻訳など要望がありました。

(7) 第 43 回残留農薬部会 (CCPR)

- ・議題 5 の「食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 案及び原案」に関して、我

が国として注意すべき農薬について質問がありました。これに対して、ADI が低く摂取量が多いもののほか、エンドスルファンが今後 POPs（残留性有機汚染物質）に指定された場合には、今回の議題 12 のリンデンと同じく、EMRL（外因性最大残留許容量）の検討が行われる状況になることを踏まえて議論に参画する旨説明しました。

- ・議題 9 の「Minor Uses 及び Specialty Crops に係るコーデックス MRL 策定の促進のためのガイダンスに関する討議文書」に関して、マイナー作物の定義について貿易量のほか摂取量なども考慮すべきとの意見や Specialty Crops の定義について質問がありました。これに対して、生産量のみでなく摂取量を考慮してマイナー作物を決めることは各国では行っているが、国際的な枠組みで合意できるものは困難であるため、マイナー作物の定義を議論するのではなく、作物残留データの例数を軽減できる作物を個別に検討する実務的な議論になるよう対応したい旨説明しました。また、Specialty Crops の定義は未だに不明確である旨説明しました。

(8) 第 39 回食品表示部会（CCFL）

- ・議題 6 の「遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品由来原材料の表示」に関する (a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案に関して、日本の提案内容について質問がありました。これに対して、我が国は他のコーデックス文書にある用語と整合性が図られるよう意見を提出している旨説明しました。
- ・また、同議題 6(b) 「遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品に関する食品、食品原料の表示に関する提言案について」に関して、昨年 11 月のブリュッセルで開催された作業部会の概要について質問がありました。これに対して、各国の意見の隔たりが大きくコンセンサスを得ることが困難な情勢であるものの、コンセンサス形成を目指して努力すべきとの観点で対応する旨説明しました。

－ お問い合わせ先 －

厚生労働省 食品安全部 企画情報課 国際食品室

電話：(代表) 03-5253-1111

担当：井関（内線 2408）

農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課

電話：(代表) 03-3502-8111（直通）03-3502-8732

担当：近藤、湯地（内線4471）

（注：資料配布は農林水産省のみ）